平成２８年（フ）第４６５号
熊本市中央区八王寺町６番28号　西本ハイツ303号、前住所熊本市中央区国府本町10番26号
破産者　小川　澄夫
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６６号
盛岡市下米内２丁目１番５号、開始決定時の住所盛岡市本町通２丁目13番33号
破産者　苫米地一成
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２９号
鳥取県米子市車尾５丁目８番９号（破産手続開始決定時の住所　鳥取県倉吉市秋喜439番地19）
破産者　大嘉　慎一
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第３６９号
岩手県北上市里分12地割144番地６－106号、開始決定時の住所福岡市早良区南庄３丁目21番16号
破産者　斎藤　卓也
1　破産債権の届出期間　平成29年７月６日まで
2　一般調査期日　平成29年８月８日午前９時30分
平成29年６月６日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９４０号
福岡市博多区博多駅前２丁目３番７号
破産者　株式会社ＺＥＮ　ＰＯＷＥＲ
1　破産債権の届出期間　平成29年７月10日まで
2　一般調査期日　平成29年９月13日午後１時30分
平成29年６月８日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５７号
福岡県古賀市日吉３丁目５番16号
破産者　アバンツァーレ株式会社
1　破産債権の届出期間　平成29年７月10日まで
2　一般調査期日　平成29年７月20日午前10時30分
平成29年６月６日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２３２７号
大阪市東成区大今里２丁目８番19号
破産者　株式会社五泉
1　破産債権の届出期間　平成29年７月13日まで
2　一般調査期日　平成29年９月５日午後３時
平成29年６月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８９３号
神戸市長田区五番町２丁目１番地の４
破産者　青木　哲也
1　破産債権の届出期間　平成29年７月14日まで
2　一般調査期日　平成29年８月30日午前10時
平成29年６月９日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４号
鹿児島県姶良市加治木町木田936番地１　サンフォレストⅠ105
破産者　池田　健悟（旧姓小川内）
1　破産債権の届出期間　平成29年７月18日まで
2　一般調査期日　平成29年９月４日午後１時50分
平成29年６月12日
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第６０６号
大阪市城東区諏訪２丁目16番16号
破産者　ジャックブラウン株式会社
1　破産債権の届出期間　平成29年７月28日まで
2　一般調査期日　平成29年９月４日午後２時30分
平成29年６月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３１９号
大阪府東大阪市御厨６丁目１番７号
破産者　田中　博志
1　破産債権の届出期間　平成29年８月25日まで
2　一般調査期日　平成29年10月２日午後２時
平成29年６月９日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第６号
富山市掛尾町522番地の２プチメゾン205号
清算株式会社　荒井株式会社
代表清算人　荒井　弘毅
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（ヒ）第７号
富山市堀川町355番７
清算株式会社　株式会社マイプラザ
代表清算人　荒井　弘毅
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
富山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第５号
埼玉県川口市大字新堀302番地
清算株式会社　ＣＡエンジニアリング株式会社
代表清算人　熊井　慶尚
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息債権等の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権、遅延損害金請求権及び損害金請求権（以下「利息債権等」という。）については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
２　弁済の方法
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　按分弁済の結果生じる１円未満の端数は四捨五入する。
第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち、第１、１項に定める開始決定日以後の利息債権等に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済
清算株式会社は、別紙記載の一般債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、清算株式会社の資産から、将来支払いの発生が見込まれる公租公課相当額19万3200円を控除の上、その残額を各一般債権者の別紙記載の一般債権額に応じて按分して弁済する（弁済率約0.6パーセント）。
⑵　免除
各一般債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各一般債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
⑶　弁済後の新たな財産発見時の措置
第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各一般債権額の割合に応じて按分弁済する。この場合において、各一般債権者が前項の規定により行なった残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
さいたま地方裁判所第３民事部

監督命令

平成２９年（再）第１号
神戸市東灘区御影本町２丁目14番19号
再生債務者　株式会社カネトシ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　神戸市中央区東川崎町１丁目１番３号　神戸クリスタルタワー21階　神陵法律事務所　弁護士　新井　大介
平成29年６月９日
神戸地方裁判所第３民事部